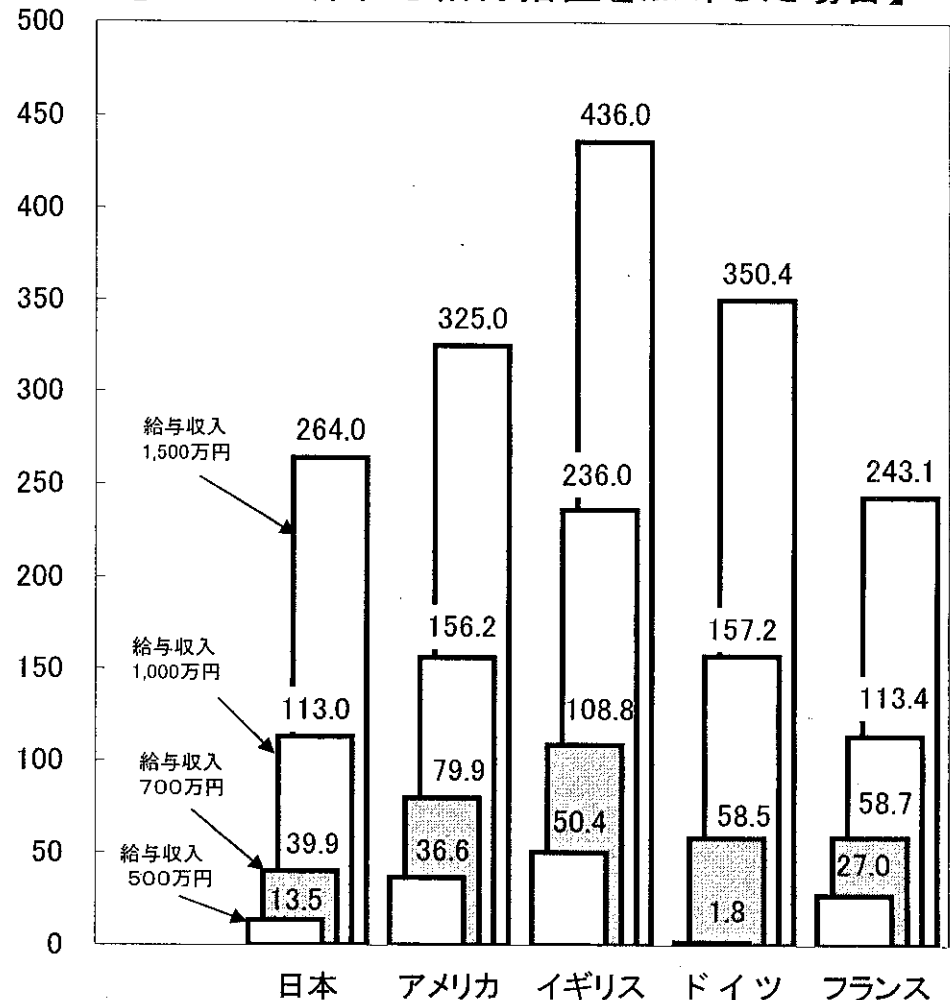
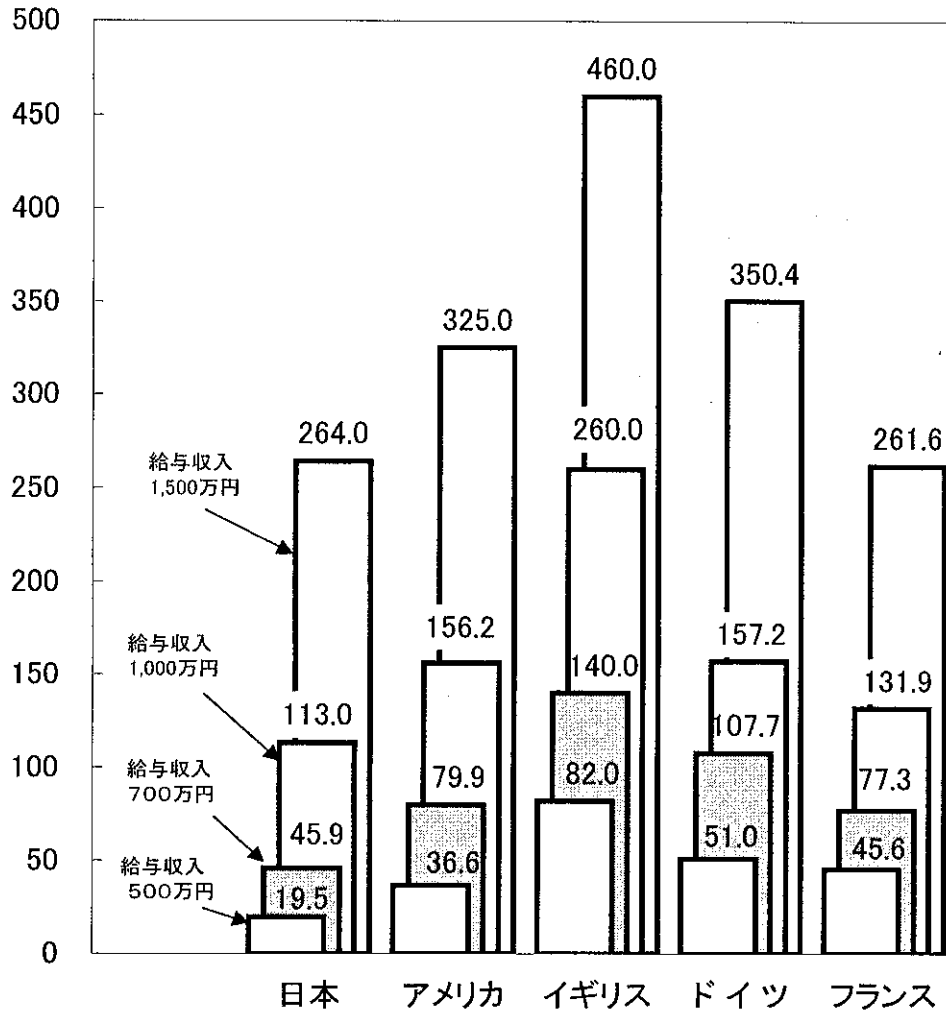


# 給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較(夫婦子2人(専業主婦))

(2009年7月現在)

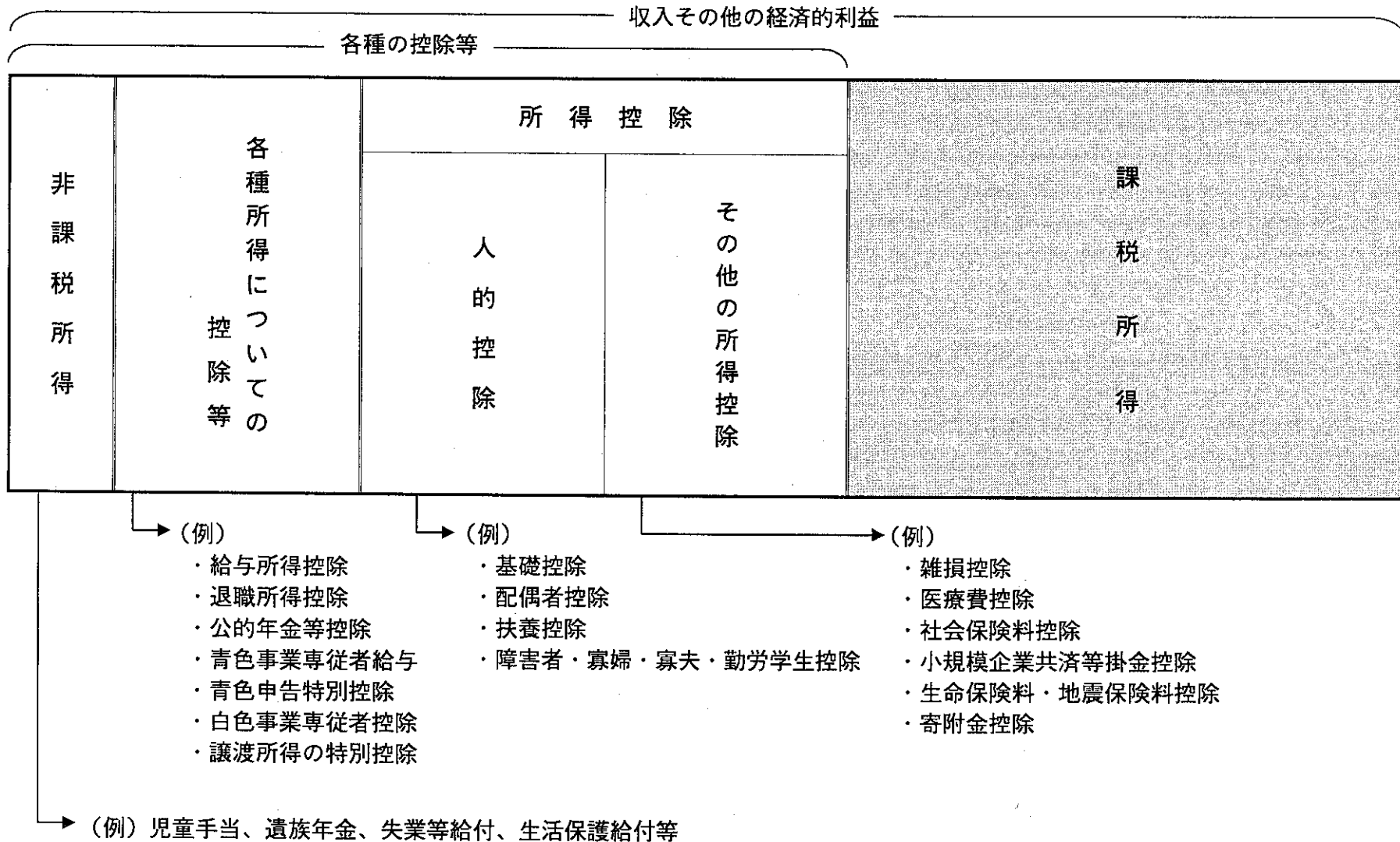
(単位:万円)

## 【子どもに係わる給付措置を加味した場合】



- (注) 1.個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。  
 2.比較のためのモデルケースとして、子のうち一人が就学中の18歳として、もう一人が10歳として計算している。  
 3.アメリカ及びドイツには、それぞれ児童税額控除及び児童控除が含まれている。  
 4.子どもに係わる給付措置として、日本は児童手当を含めている。イギリスは、全額給付の児童税額控除・就労税額控除(税額控除額の算出にあたっては不可分のものとして計算)及び児童手当を含めている。フランスは家族手当、ドイツは児童手当を含めている。  
 5.日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の所得税を採用している。  
 6.邦貨換算レート:1ドル=95円、1ポンド=139円、1ユーロ=125円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成20年(2008年)12月から平成21年(2009年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

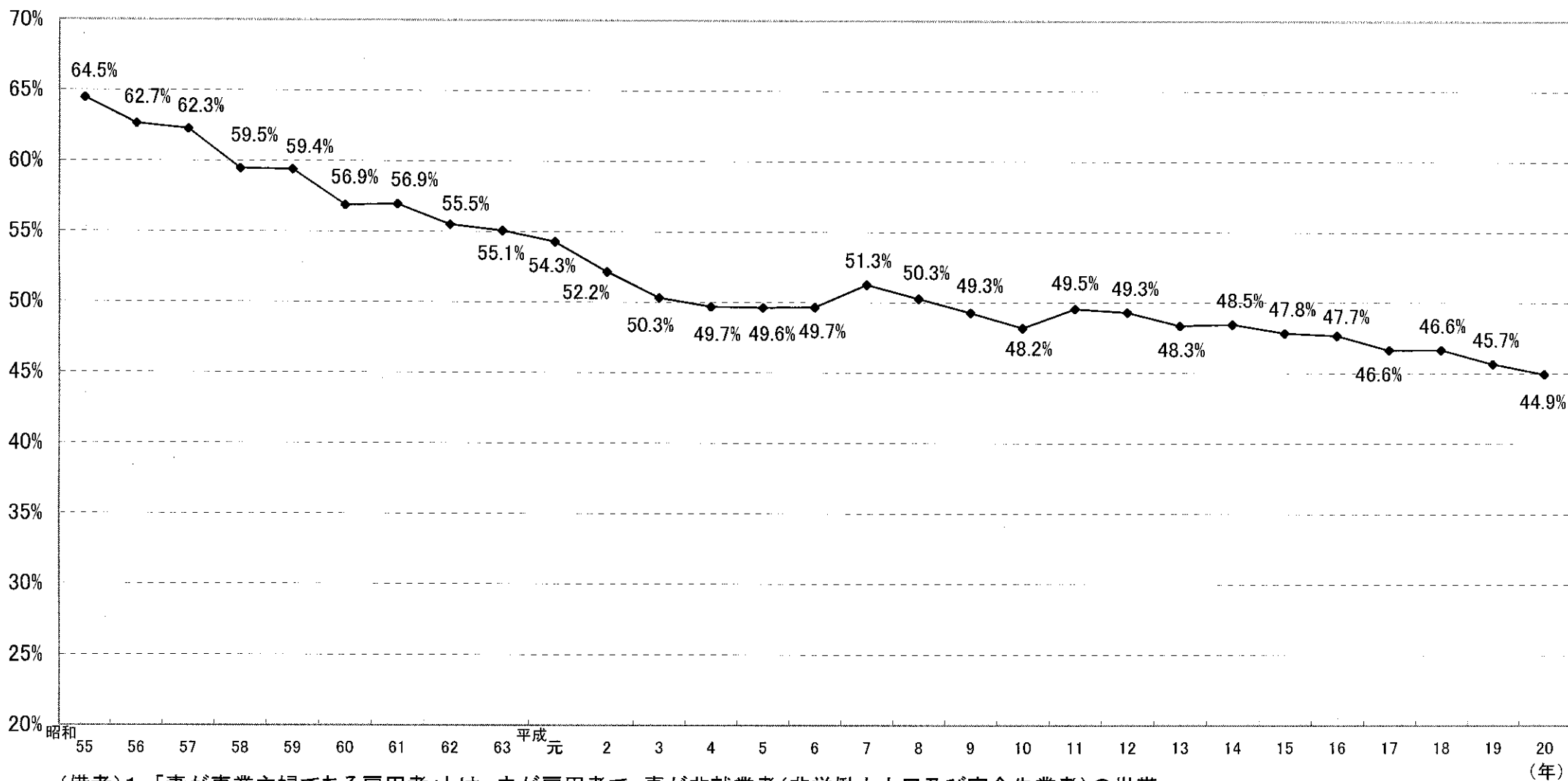
## 課税ベース（イメージ図）



## その他の所得控除の概要

控除の種類	概要	控除額の計算方式
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失の金額+災害関連支出の金額) × 年間所得金額 × 10% ② 災害関連支出の金額 - 5万円
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 10万円} \\ \text{② 年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額} \\                     \text{(最高限度額 200万円)}$
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除 (最高限度額5万円) ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除 (最高限度額5万円)
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の全額を控除 (最高限度額 5万円)
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 40\% \end{array} \right\} - 5\text{千円} = \text{寄附金控除額}$

## 妻が専業主婦(非就業者)である雇用者／妻のいる雇用者



(備考) 1. 「妻が専業主婦である雇用者」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。

2. 就業者から農林業、自営業主及び家族従業者は除いた。

(参考) 昭和34年の割合は69.4%(昭和34年10月「労働力調査臨時調査報告」)。(以降昭和55年まで該当データなし。)

(出所)「労働力調査特別調査」「労働調査」(総務省)により作成。

## 諸外国の税制を活用した給付措置について

諸外国においては、税制を活用した給付措置（いわゆる「給付付き税額控除制度」）がすでに実施されているところであり、その目的や仕組みは以下のとおり。

### 目的

- 子育て支援（アメリカ・イギリス・ドイツ・カナダ）
- 就労促進（アメリカ・イギリス・フランス・カナダ・オランダ・スウェーデン）
- 消費税の逆進性対策（カナダ）

### 仕組み

- 給付額について、まずは税額から控除し、税額から控除しきれない額を実際に給付するという仕組み（アメリカ・フランス・カナダ（就労促進））
- 低所得者に対しては給付を行い、中高所得者に対しては税負担軽減を行うという、給付又は税負担軽減のいずれか一方が適用される仕組み（ドイツ）
- 基本的には全額給付であるが、所得が一定額を超えると減額されることになる仕組み（イギリス・カナダ（子育て支援・消費税の逆進性対策））
- 税額及び社会保険料から控除し、原則、残額について給付を行わない仕組み（オランダ・スウェーデン）